

吹田市公告第 503 号

Web 口座振替受付サービス業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 4 年 9 月 9 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

Web 口座振替受付サービス業務

2 業務概要

インターネット上で口座振替の申込手続が完了する Web 口座振替受付サービスを導入し、提供する業務（別紙「Web 口座振替受付サービス業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり）

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 執行方法

郵便入札による制限付一般競争入札

5 最低制限価格

設定しない

6 入札回数

2 回までとする

7 入札の保証

(1) 入札保証金の納付

ア 入札参加者は、本市が発行する納付書により入札保証金を納付し、その領収証書の写しを開札日の前日（令和 4 年 9 月 29 日）までに本市に提出しなければならない。ただし、入札参加者が本市の入札参加有資格者名簿に登録されている場合は、入札

保証金の納付を免除する。

イ 入札保証金の額は、見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の 100 分の 3 に相当する額以上とし、入札保証金の額が不足する場合の入札は無効とする。

(2) 入札保証金の納付に代わる行為

入札保証金の納付は、次に掲げる行為をもって代えることができる。

ア 入札保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ 保険会社との間に締結した本市を被保険者とする入札保証保険契約に係る保険証券の提出

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金に充てることができる。

8 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

(4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

9 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から入札日まで、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 公告日から入札日まで、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）認証を取得している者であ

ること。

(6) プライバシーマークの使用許諾を受けている者であること。

(7) 過去5年の間（平成29年度～令和3年度）に、官公庁（国、都道府県、市町村又は特別区）と契約し、本業務に類する業務を複数回完了した実績を有する者であること。

10 入札参加資格の確認

(1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申込書（様式1）

イ 履歴事項全部証明書（又は現在事項全部証明書）の写し（提出日前3か月以内に法務局で発行されたもの）

ウ 代表者の「印鑑証明書」の写し（提出日前3か月以内に法務局で発行されたもの）

エ 納税証明書「法人税・消費税」（その3の3）の写し（提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により提出が困難な場合には、「納税の猶予許可通知書」又は「納税猶予の記載がある納税証明書（その1）」でも可とする。

オ 暴力団員及び暴力団密接関係者でないことの誓約書（様式2）

カ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）登録証の写し

キ プライバシーマーク登録証の写し

ク 類似業務実績報告書（様式3）及びその実績を証する書類（契約書の写し等）

(3) 提出方法等

ア 申込書等の取得方法

吹田市のホームページ（組織一覧＞学校教育部＞教育未来創生室＞お知らせ＞Web口座振替受付サービス業務に係る制限付一般競争入札について）からダウンロードすること。

イ 提出期間

令和4年9月9日（金）から令和4年9月22日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ウ 提出先

〒564-0027

大阪府吹田市朝日町3番401号

吹田市教育委員会事務局 学校教育部教育未来創生室

エ 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかに限る。前記イの提出期間内に必着のこと。）によるものとする。

オ その他

提出された書類は、返却しない。

(4) 入札参加資格の確認の結果は、令和4年9月26日(月)までに、申込者に電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(5) 提出期間内に申込書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

11 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和4年9月9日(金)から令和4年9月15日(木)午後5時までとする。

(2) 受付方法

電子メールで受け付ける。

※ 電子メール送信後に、電話により到達確認を行うこと。

メールアドレス 教育未来創生室 gaku-choshu@city.suita.osaka.jp

電話番号 教育未来創生室 (06) 6155-8084

(3) 回答

質問に対する回答は、令和4年9月16日(金)午後5時までに電子メールにより行い、併せて入札参加者全員にその内容を通知するものとする。

なお、質疑がなかった場合は通知しない。

12 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書、入札書その他関係書類については、吹田市のホームページ(組織一覧>学校教育部>教育未来創生室>お知らせ>Web口座振替受付サービス業務に係る制限付一般競争入札について)からダウンロードし、「吹田市郵便入札心得書」(以下「入札心得書」という。)及び「吹田市郵便入札について」を参照の上、入札に参加すること。

13 入札書の提出

(1) 入札書提出期限

令和4年9月29日(木)午後5時30分 必着とする。

提出方法は原則として郵送とするが、郵送が困難な場合等は持参も可とする。令和4年9月27日(火)から令和4年9月29日(木)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)に提出すること。

(2) 入札書提出先(郵送先)

〒564-0027

大阪府吹田市朝日町3番401号室

吹田市教育委員会事務局 学校教育部教育未来創生室

(3) 開札日時

令和4年9月30日(金) 午前9時30分

(4) 開札場所

大阪府吹田市朝日町3番

吹田さんくす3番館5階 第2会議室

14 入札金額

(1) 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行う。また、この金額にはサービス導入及び契約期間内のサービス提供(2か月・40,000件)に必要な各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとする。

(2) 入札書には、入札金額(予定総額)のほか、Web口座振替受付サービス導入業務(以下「導入業務」という。)とWeb口座振替受付サービス提供業務(以下「提供業務」という。)の内訳金額とその合計額を記載すること。ただし、「提供業務」の金額は「導入業務」の金額に100分の168を乗じて得た額を上限とする。

なお、入札書の内訳欄の記載金額に計算誤りがある場合や、「提供業務」の記載金額が「導入業務」の記載金額に100分の168を乗じて得た額を上回っている場合は、その入札書を無効とする。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札書にあらかじめ記載されたくじ番号を用いて、くじにより落札者を決定する。

(3) 入札心得書第8条第4項の規定にかかわらず、本入札は入札参加者が2者に満た

ない場合であっても成立するものとする。

17 落札決定の取消し

本市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、本市は一切の責めを負わない。

- （１）吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- （２）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- （３）入札心得書第 10 条第 10 号に該当する行為があったと認められるとき
- （４）正当な理由がなく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 積算内訳書の提出

落札者は、契約締結日までに積算内訳書を提出すること。

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

20 問合せ先

大阪府吹田市朝日町 3 番 401 号室（吹田さんくす 3 番館 4 階）

吹田市教育委員会事務局 学校教育部教育未来創生室

電 話 （０６）６１５５－８０８４

F A X （０６）６１５５－８０７７

メールアドレス gaku-choshu@city.suita.osaka.jp